

令和8年度国民年金システム標準化研究会
(第1回) 議事概要

日時：令和8年7月30日(木) 13:00～14:10

場所：オンライン開催

事務局設置会場：株式会社パソナ 16階 研修室C (東京都港区南青山3-1-30)

出席者(敬称略)

【構成員】

中川 健治(座長)	株式会社E C O経営企画室 代表取締役
立石 亨	公共システム政策研究所 代表
林 友美	神戸市 福祉局 保険年金事務センター センター長
門馬 広剛	江戸川区 健康部医療保険年金課 係長 (加藤 和良 江戸川区 健康部医療保険年金課 課長の代理出席)
小澤 嘉誉	横須賀市 民生局地域支援部窓口サービス課国民年金係 係長 (栗原 養治 横須賀市 民生局地域支援部窓口サービス課 課長の代理出席)
松本 謙司	豊川市 福祉部保険年金課 課長
古川 弘幸	筑紫野市 国保年金課 主査 (前田 英徳 筑紫野市 国保年金課 課長の代理出席)
荒川 剛	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 主任
下田 祥子	株式会社R K K C S 第1システム本部 子育てグループ グループ長
大西 翼	株式会社T K C 地方公共団体事業部 住民情報システム第一技術部 (浅野 伸也 株式会社T K C ユーザ・インターフェイス 第一設計部 サブチーフの代理出席)
三井 沙織	株式会社電算 開発本部 ソリューション1部 主幹
高見 幸司	富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部 住民情報サービス事業部 シニアマネージャー
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第五部 第一グループ 主任技師

【オブザーバー】

津田 直彦	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
門田 大悟	デジタル庁 統括官付参事官付 主査
細川 敬太	総務省 自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
加藤 秀和	総務省 自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
安藤 吾朗	日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長
山田 哲康	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ長

前田 賢一郎	日本年金機構 システム企画部 システム企画第1グループ長
飯野 一浩	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
島添 悟亨	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
岡 譲	厚生労働省 年金局事業管理課 課長
松浦 洋平	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐
八巻 純一	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 開催要綱について
 - (2) 令和8年度研究会の進め方
 - (3) その他
3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会
 - システム標準仕様書の改定にあたり、市区町村の国民年金事務の担当職員やシステム開発ベンダーの皆様を選任し、デジタル庁及び関係機関の方にもオブザーバーとしてご参加いただき、研究会にて検討を重ねてきた。皆様のご尽力に感謝を申し上げます。今年度から新たな構成員として横須賀市様にご参加いただく。今後の研究会及びワーキングチームへの参加、並びに今年度の検討事項に関するヒアリングへのご協力を宜しく申し上げます。引き続き構成員としてご参加いただき皆様にもご協力を宜しく申し上げます。今年度は制度改正事項への対応を行い、令和9年度以降の業務効率化に向けた各種検討を進め、令和9年1月末に仕様書の改定を実施するスケジュールを想定している。特に今年度は移行目標とされた令和7年度が経過した初年度にあたるため、標準準拠システムへの移行を完了した市区町村からの意見を精査し、機能の適正化など事務運用に資する検討を進めたい。また、一部の機能や帳票に関して実装が間に合わず、経過措置を認めている状況であるため、デジタル庁から提示された方針を踏まえ、本研究会にて整理したい。皆様におかれては、改定公表までの研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会にて闊達な議論のもと、様々なご意見をお聞かせいただきたい。
(年金局)
 - 本日は研究会であり、自治体、事業者を含む全ての構成員とオブザーバーが出席対象となっている。出席者の詳細は「令和8年度国民年金標準化研究会（第一回）議事次第」の別紙をご参照いただきたい。（事務局）
 - 事前配布資料として、議事次第、資料1、資料2、参考資料1を配布している。会議中は事務局にて資料を投影しながら説明を実施するが、お手元の資料も合わせてご確認ください。（事務局）
 - 自治体と事業者の間で中立的な視点から議論を推進するため、事務局としては座長には、昨年度に引き続き、株式会社E C O経営企画室代表取締役中川様を推薦する。（事務局）
 - 異議なし。（構成員）
 - 異議がないようなので、中川様を座長として決定する。（事務局）

- 昨年度は国民年金システムの標準化に向けて自治体及びベンダーの皆様に多大なご協力を賜り、多くの業務を整理していただき、感謝申し上げます。今年度は新たな構成員を迎えるが、昨年に引き続き活発な議論を重ねた上で検討事項を整理していただきたい。（構成員）
- それでは、議事「（１）開催要綱について」から進める。（構成員）

２．議事

（１）開催要綱について

- 本研究会の目的についてご説明する。令和７年度を期限としてガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行が進められてきたが、全国一斉の移行に伴うベンダーのリソース逼迫等の複合的な要因から一部の自治体にて移行完了に至っておらず、継続的な対応が求められている。令和８年度においては、各種制度改正・他事務の標準仕様書の改定等の影響を踏まえた対応のほか、標準準拠システムに移行した市区町村から寄せられた意見や過去の全国意見照会等で寄せられた意見・要望のうち、令和８年度以降の検討とした事項について、標準仕様書改定の要否を検討するための調査・研究を進めていく。（事務局）
- 研究会の構成についてご説明する。座長による会務の統括のもと、研究会及びワーキングチーム、ベンダー分科会を開催する。今年度の国民年金システム標準化研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会の庶務を担う事務局運営会社が株式会社パソナに変更となる。（事務局）
- それでは議事「（１）開催要綱について」を終了し「（２）令和８年度研究会の進め方」に移行する。（構成員）

（２）意見照会の実施方針・今後の進め方

- 令和８年度の研究会の進め方についてご説明する。親会として研究会を開催し、その子会として自治体代表にご参加いただくワーキングチーム、ベンダー代表にご参加いただくベンダー分科会の開催を予定している。昨年度からの変更点として、自治体代表で横須賀市様にご参加いただく。（事務局）
- 令和８年度研究会のスケジュールをご説明する。今年度の標準仕様書の改定は令和９年１月末を予定している。本日７月３０日の第１回研究会では、今年度取り扱う個別検討課題の方針や構成員の皆様へ依頼するヒアリングの方針をご説明する。その後、９月のワーキングチームやベンダー分科会にて個別の検討課題テーマに関しての具体的な課題を議論し、１０月に第２回ワーキングチーム及びベンダー分科会を開催した後、１１月と１２月に意見照会を開催する。意見照会の結果を取りまとめた後、改定仕様書案を作成し、第３回ワーキングチーム及びベンダー分科会にて議論し、その後の第３回研究会を経て改定標準仕様書の最終化を行う予定である。（事務局）
- 標準仕様書の精度向上に向けた検討テーマ及び検討方針の確認についてご説明する。継続の検討テーマは昨年度から引き続き検討していく内容を挙げている。申し送り事項としてこれまでに頂いたご意見に関して引き続き検討を重ねるものと、業務改善に関わる機能の検討として、標準化後の１６歳以上１９歳未満の扶養親族数の確認方法、被保険者・受給者情報管理機能の拡充の２点を挙げさせていただく。昨年度の最後の研究会にて書面開催させていただいたものの中から具体的にどのような標準仕様書へ反映をしていくかについて議論させていただきたい。新規の検討テーマを４点挙げているが、１点目は業務改善に関わる機能の検討

に関する議論を想定している。移行前後の機能差異が発生している点に関して、どのように改善すべきか、また市区町村様からの照会結果についての対応あるいは過去の意見照会を踏まえて令和8年度以降検討としたものについて、業務改善という観点からどのような標準仕様書の見直しができるかを議論したい。一部機能の経過措置対象機能の精査として、標準仕様書で実装必須機能として設定しているものについて一部未実装になっている機能を標準オプション機能に見直す余地はないか整理をする必要があり、こちらの検討も進めたい。日本年金機構における事務処理変更に伴う対応、法令制度改正対応、自治体からの意見質問については発生の都度、議論を行う。（事務局）

- 検討テーマの区分をAからGまでの7つに分け整理した。Aの新規機能帳票の追加は本年度に反映するのは困難であるため、令和9年度以降の対応に向けて本年度から議論を進めたい。Cの標準仕様書の精度向上、要件化範囲、内容の最適化については仕様そのものが変わるわけではないが、より適切に内容が伝わるように原則正誤表での対応を行い、議論の状況によって必要に応じて今年度も対応していく。制度改正予定のものについては状況を見据えて対応するが、今年度既に1点对応予定のものがあるため、この後詳細についてご説明する。また、年金機構側の業務変更を伴い標準仕様書が変更される場合についても必要に応じて対応する。FとGに関して、横並びで、あるいはデジタル庁から提示された方針について提示されたスケジュールに沿って対応するが、一部機能の経過措置対象機能について本年度の研究会で議論する。（事務局）
- 個別の検討テーマに関して、資料2のP9にてご説明する。No.1は法令・制度改正への対応として、老齢基礎年金への子に係る加算の創設が予定されているため、仕様について議論させていただく。No.2, No.3は昨年度の議論を継続し、仕様案の見直しを進める。No.4～No.7に関して、現状の課題を構成員の皆様にヒアリングした上で、取り扱う検討テーマを議論したい。No.1～No.7の個別の検討テーマをP10以降で詳細にご説明する。（事務局）
- No.1 老齢基礎年金への子に係る加算の創設についてご説明する。老齢基礎年金への子に係る加算が創設され、令和10年4月に施行される運びとなる。年金を受給しながら子育てをする方への支援を強化するべく老齢厚生年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の子に係る加算額の引き上げを行い、老齢基礎年金においては子に係る加算を新設することになる。加算額は子供1人につき年額281,700円（令和6年度価格）で、満額支給の要件は保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が25年間300月を満たしていることと定め、これに満たない受給権者はその月数に応じて調整される。この法改正に伴い、裁定請求情報に関する機能要件の見直しを行う。法令改正対応後の機能要件ドラフト案を用意した。子の加算対象者の管理は機能ID:0260485にて遺族基礎年金、未支給年金、寡婦年金、死亡一時金に対して行っていたが、新たに機能を追加し、老齢基礎年金についての子の加算対象者を管理する機能を設ける想定である。また、障害基礎年金についてこれまで未整備であったため、同機能にて老齢基礎年金と同様に管理できるようにする予定である。（事務局）
- No.2 「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充について、昨年度の第5回研究会でのご報告結果を踏まえ、障害基礎年金に関する年金相談の管理機能に関して引き続き検討を進める。障害年金の相談があった際に厚生労働省のホームページに掲載されている「障害基礎年金相談シート」を基に聞き取りを行い、その内容をシステムに入力して管理を行っているが、メモ機能のみでの管理が難しく、「障害基礎年金相談シート」に沿った管理項目を追加する、または、メモ機能を拡充するなどして標準化後の国民年金システム上で管理できるようにしてほしいという要望である。昨年度のヒアリング結果では、5つの市区町村のうち2つの市区町

村が障害基礎年金に関する相談の内容をシステムで管理していることが確認された。また、システム外で管理している3つの市区町村のうち、2つの市区町村からは障害基礎年金に関する相談事跡を管理する機能を追加した場合はそちらの機能を活用して管理する予定という声が確認された。これらのヒアリング結果を踏まえ、検討対象を障害基礎年金の相談事跡に関する機能のみとした上で引き続き今年度も検討を進める。相談事跡はメモ機能で管理するものとしていることから、被保険者・受給者管理情報に標準オプション機能として障害基礎年金の相談内容に関する情報を管理する機能や、相談年月日などの特定の項目で集計できるようなオプション機能を追加する想定である。（事務局）

- No. 3 標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法について、昨年のヒアリング結果をもとに標準仕様書の改定に合わせて機能要件の「要件の考え方、理由」の見直しを検討する。税システムで「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の数値をカスタムで保持していたが、標準化により保持しなくなる予定であり、国民年金の免除試算に大きな影響があることから、標準化後の税システムに実装が必要という要望である。昨年度のヒアリングでは、5つの市区町村のうち4つの市区町村が扶養親族数を確認するために税システムから必要な情報を連携しているとご回答いただき、ベンダーも6社中4社が税システムから扶養親族数を確認するための開発を行い、必要な情報を連携しているとご回答いただいた。また、追加のヒアリングを行い、「被扶養者 宛名番号」のデータ項目をもとに住民情報グループの「氏名」と「生年月日」のデータ項目を使用することで被扶養者の年齢を割り出し、「16歳以上19歳未満の扶養親族数」を算出できるとベンダー3社からご回答いただいた。これを踏まえ、令和8年度の検討方針としては、他システムと連携する際の考え方を機能要件の「要件の考え方・理由」に反映する検討を行う。（事務局）
- No. 4 移行前後の機能差異に関する事項について、既に標準準拠システムに移行が完了している自治体の窓口業務担当者にヒアリングを行い、移行する前後で業務運用に差異や支障が発生していないか確認し、確認された課題に対して自治体構成員の皆様にも同様の課題が発生していないかヒアリングさせていただく想定。取り扱うデータに変更が発生して、業務に支障が出ていないか、他のシステムとの連携箇所が変更されたことによる不具合や影響が発生していないか、また標準化に伴い、業務プロセスが変更されて業務量が増えるようなことが起きていないかをヒアリングさせていただく。ヒアリングにて確認された課題を今後のワーキングチームやベンダー分科会にて議論させていただき、研究会での合意を得た上で、仕様書の改定に向けて取り組みを進める。（事務局）
- No. 5 市町村からの照会事項の分析結果に基づく事項に関して、PMO ツールに寄せられた照会記録をもとに課題を確認し、課題が全国横断的に発生している自治体共通の課題であるか、実装することで実務負担が軽減できるかどうか、待ち時間の削減やトラブルの防止などサービス品質の向上につながるか、という観点で精査する。こちらにも構成員の皆様にもヒアリングし実態を調査した上で仕様書の改善に取り組む。（事務局）
- No. 6 過去の意見照会にて令和8年度以降検討とした事項に関して、過去の検討事項に対して業務への影響度や実現可能性の観点から構成員の皆様にもヒアリングを行い、優先して実装すべき機能を整理したい。ヒアリング項目の詳細は後日配布予定のヒアリングシートに記載するが、簡潔にご説明する。3号被保険者から1号被保険者への種別変更の届出にシステム上対応できないという事例に対して他の自治体でも同様の課題が発生していないか、運用回避策を講じている場合にもどのように対応しているか等の状況調査を行う。また、提供が終了している情報交換媒体作成仕様書の使用を前提とした機能の削除を検討中だが、これらの機

能削除による業務への影響の有無をヒアリングし、ベンダー構成員の皆様には機能削除を行う場合に想定されるシステム上の影響や、削除に要する想定期間をヒアリングする。また、産前産後免除や育児免除、付加加入の機能で使用されている「処理結果受理年月日」という管理項目にてどのような値を管理しているか確認する。書かない窓口の推進に向け、国民年金保険料免除・納付猶予申請書や国民年金保険料学生納付特例申請書の郵便番号欄や住所欄をシステムから印字できる機能の追加を検討するにあたり、自治体構成員の皆様には申請者や窓口業務担当者への負担度を確認していただき、ベンダー構成員の皆様には印字できるようにした場合の実装上の負担についてヒアリングする。住民記録システムのデータ要件・連携要件において、住民基本台帳法施行令第5条に定める基礎年金番号などの項目が国民年金システムに連携されていない状況である。これに対して、基礎年金番号などの情報が連携されていないことによる業務上の影響の有無をヒアリングする。検討の優先順位の考え方を整理した。主に実現可能性と業務優先度の高さから判断し、既存の標準機能の枠組みで対応可能なものや、業務影響が大きく、多数の自治体から要望がある検討事項の優先順位を高く評価する。（事務局）

- No. 7 一部機能の経過措置対象機能取り扱いについて、制度改正への優先対応等による事業者のリソース及び開発期間の不足や、要件上の疑義等が影響し、現時点で一部の市区町村で導入されている標準準拠システムについて、83件の未実装機能、5件の未実装帳票が存在している。これらの機能に対し、事業者からの申請理由を踏まえ、実装しない場合の影響や運用回避策に関する妥当性・実現可能性のヒアリングを実施した上で、実装区分を標準オプション機能へ見直す必要があるか協議する。それぞれの未実装機能や未実装帳票の申請理由や、自治体の事務運用への影響の有無は参考資料1「一部機能の経過措置対象機能 未実装機能および未実装帳票一覧」をご参照いただきたい。機能IDと機能要件、実装が間に合わない理由に関するベンダーからの回答と、事務運用への影響の有無、データ要件に対する具体的な影響を記載している。また、F列とG列に事務局側で事前に実装区分を精査し、実装必須にすべきか標準オプション機能にすべきか事務局側の見解とその検討理由を記載している。これらの内容をご確認いただいたうえで、構成員の皆様にも実装区分をどちらにすべきかのヒアリングを実施させていただき、その結果をもとに方針を協議させていただく予定である。（事務局）
- 資料2 P27にて、構成員の皆様へのヒアリングについてご説明する。No. 4移行前後における機能差異に関する事項、No. 5市町村からの照会結果に基づく事項、No. 6過去の意見照会にて令和8年度以降検討とした事項、No. 7一部機能の経過措置対象機能精査に関して、ワーキングチームやベンダー分科会にて議論する前の事前整理として構成員の皆様へのヒアリングを予定している。ヒアリングシートは8月3日に配布する予定である。No. 4からNo. 6は8月21日までに、No. 7は9月4日までにそれぞれご回答いただきたい。結果を取りまとめ、9月と10月に開催されるワーキングチーム並びにベンダー分科会にて対応方針の議論を予定している。（事務局）
- 今後の進め方をご説明する。本日の研究会を経て、8月3日より構成員の皆様へのヒアリング開始を予定している。9月上旬に開催を予定しているワーキングチーム及びベンダー分科会にて、制度改正事項への対応と、昨年度から継続している業務改善に関わる機能の議論を予定している。構成員ヒアリングで頂いたご回答は内容を整理した上で9月と10月にそれぞれ議論する。一部機能の経過措置対象機能精査は確認項目が多く、ご回答に時間を要することが予想されるため、ヒアリング期間を9月初旬までとした上で10月の第2回ワーキングチ

- ーム及びベンダー分科会にて議論する予定である。その後、意見照会に向けた研究会を10月下旬もしくは11月に開催する予定である。（事務局）
- P 8 の E に関して、対応時期は令和8年度以降と記載されているが、令和9年度以降が正しいと思われる。（構成員）
 - 中長期的課題に対応するため、検討は令和8年度より開始するが、実際の対応は令和9年度以降を想定している。（事務局）
 - 質問や疑問点のある方は挙手していただきたい。（構成員）
 - 標準準拠システムに移行済みの自治体にお話を聞かせていただいた。標準化に期待されていた部分もあるが、あまり良いお話を聞くことはできなかった。今後も研究会やワーキングチームにて議論させていただくと思うが、自治体にとって使い勝手の良いものにすべく、国からもバックアップしていただきたい。（構成員）
 - 資料2のP 5に関して、改版標準仕様書は令和9年1月29日に発出であるが、適合基準日は令和10年の4月1日という理解でよろしいか。（構成員）
 - 現時点で明確に適合基準日が決定しているのは No. 1 老齢基礎年金への子に係る加算の創設であり、施行日が令和10年4月1日となっているため、関連する機能の適合基準日は施行日に準拠して設定したいと考えている。その他の検討事項に関しては、今後の研究会の議論の中で、実装必須機能を必要とする結論に至った場合には、各市区町村やベンダーの対応可能な時期について、皆様からご意見を伺いながら適切な適合基準日を設定したいと考えている。（年金局）
 - 適合基準日が令和10年4月1日より早まることはないという理解でよろしいか。（構成員）
 - 改定から1年以上後に適合基準日を設けることになっているため、令和10年4月1日より早まることは現時点で想定していない。（年金局）
 - 横須賀市は昨年5月に標準システムを導入している。移行前のシステムの方が使い勝手の良い機能もあるが、導入後1年2か月が経過して係員も新システムに慣れてきている。入力に手間がかかる面がある一方、負担が削減された面もある。今後も負担のかからないシステムの実現に向けて取り組みたい。（構成員）
 - 今年度の第1回会議に関する意見は特にないが、今年度もよろしくお願い申し上げます。（構成員）
 - 筑紫野市では11月に標準準拠システムの採用を予定している。本日の説明にて今後の流れは把握したため、よろしくお願い申し上げます。（構成員）
 - 他のシステムとの関係やデータ連携に影響する点等に注意しながらお話を伺いたい。今年度もよろしくお願い申し上げます。（構成員）
 - 構成員の皆様へのヒアリングに関して、業務の優先度に関する観点は主に自治体構成員の皆様に対して行い、また実現可能性に関してはベンダー構成員の皆様に対してヒアリングを行い、全体を整理する形となる。また、デジタル庁から提示された取り組みに関して、一部機能の経過措置対象機能の実装区分の見直しを行うが、その他にデジタル庁から提示される予定の今年度取り組むべき項目は存在するか。（構成員）
 - 標準化法の施行から5年経過し、これを踏まえて諸所の見直しを実施する想定である。その内容を踏まえ、標準化後の様々な状況を確認した上で取り組みを依頼させていただく可能性があるが、依頼の時期や対象省庁は整理中である。現時点で依頼事項が一切ないとは回答できないが、適宜ご相談させていただく。（オブザーバー）

(3) その他

- 全体を通してご意見等があればお願いしたい。(構成員)
- 昨年度標準仕様書の改版を行った育児免除制度に関して、令和8年10月より制度が開始されることだが、事務に関する通知関係が一切出ていない。本件に関して、年金局の方にいつ頃の予定になるかお聞きしたい。(構成員)
- 育児免除に係る届出事項等を規定した国民年金法施行規則は明日7月31日付けで公布となる。これにて法律、政令、省令が整うため、事務取扱通知の発出を明日予定している。その後、市町村事務処理基準の改正に関するご連絡をさせていただく予定で進めている。(年金局)

3. 閉会

- 本日の確認事項については、事務局にて整理を行っていただきたい。最後に事務局より閉会のご案内をしていただきたい。(構成員)
- 数点ご案内させていただく。1つ目、本日のご議論等を踏まえて資料の更新を行うものは、改めてご提示させていただく。2つ目、議事概要に関しては後日連携させていただく。その際、本日代理でご出席いただいている方に対して改めてお名前を伺う予定である。3つ目、検討事項のとりまとめに際しても、ヒアリングにて構成員の皆様へお問い合わせやご依頼させていただくため、よろしくお願い申し上げます。(事務局)

以上